

## 犯罪被害者と更生保護

### <研修の目的>

平成19年12月に更生保護における犯罪被害者等施策が開始され、「犯罪被害者等基本計画」では被害者等の心情を踏まえた適切な加害者処遇の推進が、平成28<sup>9</sup>年12月に策定された国の「再犯防止推進計画」では被害者等の視点を取り入れた指導等の充実が、それぞれ規定され、被害者等の視点を踏まえた保護観察の実施が国の方針となっており、保護観察所として被害者等に対する誠意ある対応等を行っています。

今回の研修では、保護観察対象者の処遇において、担当保護司等が被害者等の視点を取り入れた処遇を実施していくための一助として、更生保護における犯罪被害者等施策の概要及び支援内容を学習することとします。

### <研修の進め方>

本研修は、おおむね次のような順序で進行することになりますが、研修内容や時間配分等は、必要に応じ適宜変更してください。

- |   |           |             |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 研修のねらい・説明 | ( 5分)       |
| 2 | 講義        | (45分) ※適宜休憩 |
| 3 | 講義        | (30分)       |
| 4 | 質疑応答      | (10分)       |

## 講義

### 第1 更生保護における犯罪被害者等施策

刑事裁判や家庭裁判所の少年審判において、加害者の刑や処分が確定したとしても、そのことで被害者等が立ち直ることができるわけでも、被害が回復されるわけでもありません。刑事裁判や少年審判は、被害者等にとっての事件の終結ではなく、多くの被害者等はその後も事件や被害について苦しみ続けることとなります。

#### 1 犯罪被害者支援における留意点

(1) 犯罪被害に遭うということ

(2) 事件後起きてくる精神的症状

(3) 社会の偏見

(4) 被害者家族・遺族の視点

## 2 保護観察所における被害者支援の実施態勢

### (1) 被害者担当官

被害者担当官は、企画調整課に所属する保護観察官のうちから、保護観察所長が指名し、保護観察対象者の処遇は担当しません。

### (2) 被害者担当保護司

被害者担当官の事務の補助として、男女各1名以上の保護司を被害者担当保護司に指名し、保護観察事件及び生活環境の調整事件は依頼しません。

### (3) 専用の相談室

## 3 更生保護における4つの施策

### (1) 被害者等通知制度（加害者の情報が知りたい）

被害者等の申出に基づき、検察庁や矯正施設、更生保護官署等が連携し、刑事事件の処分結果等や裁判確定後の加害者の処遇状況等を被害者等に通知する制度です。

### (2) 意見等聴取制度（加害者の仮釈放・仮退院への意見を述べたい）

被害者等の申出に基づき、地方更生保護委員会が加害者の仮釈放・仮退院を許可するかどうかを判断する審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

### (3) 心情等伝達制度（保護観察中の加害者に気持ちや意見を伝えたい）

被害者等の申出に基づき、保護観察所において、被害に関する心情、被害者等が置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。なお、その際に加害者が述べたこと等を被害者等に通知することもできます。

この制度を通じて、加害者に被害の実情等を直視させ、反省を深めさせるよう指導を実施します。

### (4) 相談・支援（被害を受けたことによる悩みや不安を相談したい）

被害を受けたことによる悩みや不安等を傾聴し、その軽減や解消を図りま

す。また、更生保護の施策を説明し、相談に応じるほか他の行政機関や民間団体が行う犯罪被害者支援を紹介し、該当する機関等に支援をつないだりします。

## 第2 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28年12月14日に施行された再犯の防止等の推進に関する法律においては、都道府県及び市町村は、地域の状況に応じた再犯防止に関する施策を策定し、実施する責務を有するとともに、地方再犯防止推進計画を定めるよう、努めなければならないこととされました。

### 1 目的（第1条）

国民の理解と協力を得ながら、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 基本理念（第3条3）

犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが再犯の防止等に重要である。

### 3 国・地方公共団体の責務（第4条）

- (1) 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務。
- (2) 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務。

### 4 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける。

### 5 再犯防止推進計画（第7条）

政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を策定する。

### 6 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務がある。

## 講義

被害者担当保護司の実務・経験談等

講師 被害者担当保護司

## 質疑応答

# 更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度

裁判  
審判

受刑  
少年院入院

仮釈放  
仮退院  
の審理

保護観察  
の開始

保護観察  
の終了



加害者の仮釈放・仮退院について意見を言いたい

## 意見等聴取制度

- 地方更生保護委員会に対して、加害者の仮釈放・仮退院に関するご意見や、被害についてのお気持ちを述べることができます。
- 利用できる期間・・・仮釈放・仮退院の審理期間中
- お住まいの地域の保護観察所で意見に対する助言や記述書の代筆、聴取場所への付添い・同席などの支援を受けることができます。
- 詳しくは、地方更生保護委員会まで御相談ください。



保護観察中の加害者に気持ちや意見を伝えたい

## 心情等伝達制度

- 保護観察中の加害者に、被害に関するお気持ちや、加害者の生活・行動に対するご意見を加害者に伝えることができます。
- 利用できる期間・・・加害者が保護観察を受けている期間
- 詳しくは、加害者の保護観察を実施している保護観察所か、お住まいの地域の保護観察所まで御相談ください。



加害者に関する情報を知りたい

## 被害者等通知制度

- 加害者の仮釈放等を審理する地方更生保護委員会から、審理の開始やその結果を通知します。
- 詳しくは、地方更生保護委員会まで御相談ください。
- 保護観察所から、保護観察中の加害者の処遇状況に関する事項を通知します。
- 詳しくは、加害者の保護観察を実施している保護観察所か、お住まいの地域の保護観察所まで御相談ください。



被害を受けたことによる悩みや不安を相談したい

## 相談・支援

- 専任のスタッフが、悩みや不安をお聴きし、ご相談に応じます。
- 上記の各制度の詳しい説明や、他の機関や団体が行う支援制度をご紹介します、その利用をお手伝いします。
- 利用できる期間・・・いつでもご利用いただけます。
- 詳しくは、お住まいの地域の保護観察所まで御相談ください。



制度を利用したことや相談内容の秘密は守られますか？ また、一人で相談するには不安があるのですが。



スタッフには守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密は守られます。また、心情等伝達制度を除き、加害者に制度の利用が知られることはありません。専任のスタッフがお出迎えし、専用の相談室を用意しています。一般的な質問は、匿名でも相談できます。



意見等聴取制度や心情等伝達制度の利用には役所に出向く必要があるのですか？



役所にお越しいただくほか、ご意見等を記載した書面のご提出も可能ですが、より感銘力のあるご意見や正確なお気持ちを把握するためにも、直接お話しいただくことをお勧めします。なお、両制度の利用のためにお越しいただく場合は、所定の交通費をお支払いすることができます。



意見等聴取制度で述べた意見等は、どのように扱われるのですか？



聴取したご意見は、加害者の仮釈放・仮退院を許すか否かの判断する審理に当たり考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合は、保護観察における指導に当たり考慮されます。



心情等伝達制度で加害者に心情等を伝えることにどんな意味があるのですか？



加害者に被害の実情などを直視させ、反省やしよく罪意識を深めさせるよう指導を行います。また、伝えた際に加害者が述べたことなどをお知らせすることもできます。

○各制度のご利用には申出の手続きが必要です(相談・支援は必要ありません)。また、各制度にはご利用になれる方の範囲が定められています。

## 保護観察所 被害者専用電話番号

お住まいの地域の番号まで遠慮なくお電話ください

札幌	幌	011-261-9228	名古屋	052-961-0249
函館	館	0138-24-2112	津	059-227-6675
旭川	川	0166-59-2068	大津	077-524-4420
釧路	路	0154-23-3207	京都	075-417-4803
青森	森	017-732-1049	大阪	06-6949-6522
盛岡	岡	019-624-3433	神戸	078-351-4020
仙台	台	022-221-1455	奈良	0742-23-1233
秋田	田	018-862-4718	和歌山	073-436-2520
山形	形	023-631-2431	鳥取	0857-22-3519
福島	島	024-534-2241	松江	0852-21-2250
水戸	戸	029-227-7072	岡山	086-224-3008
宇都宮	宮	028-621-2298	広島	082-221-4489
前橋	橋	027-237-5014	山口	083-922-1329
さいたま	ま	048-861-8843	徳島	088-622-4368
千葉	葉	043-204-7794	高松	087-822-5447
東京	京	03-3597-0132	松山	089-941-9985
横浜	浜	045-201-1848	高知	088-873-1090
新潟	潟	025-222-1500	福岡	092-737-6963
甲府	府	055-235-7127	佐賀	0952-27-4155
長野	野	026-234-2060	長崎	095-822-5184
静岡	岡	054-253-0209	熊本	096-366-8770
富山	山	076-421-5663	大分	097-536-6308
金沢	沢	076-261-0089	宮崎	0985-24-4380
福井	井	0776-28-7125	鹿児島	099-227-4080
岐阜	阜	058-265-2579	那覇	098-853-2961

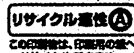
## 地方更生保護委員会 被害者専用電話番号

意見等聴取制度や

仮釈放・仮退院に関するお問合せはこちらへ

北海道	011-272-5270	近畿	06-6949-0079
東北	022-221-3540	中国	082-224-0920
関東	048-601-2132	四国	087-826-4055
中部	052-951-2951	九州	092-761-7822

くわしくはホームページをご覧ください  
<http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html>



平成 30 年 9 月 発行

裁判後の  
加害者の状況が  
わからないので  
不安...

事件の影響で  
今も  
苦しんでいる

加害者に  
きちんと  
謝ってほしい

加害者と  
顔を合わせるのが  
怖い

犯罪被害者の方々のための  
制度があります

裁判・審判の終了後に利用できる  
制度があります。

犯罪被害にあわれた方へ

更生保護 被害者支援



法務省保護局



## 会員募集

こうち被害者支援センターの活動は、会員の皆様からの会費・寄付金と県や市町村からの補助金によって運営されています。趣旨にご賛同いただける方のご入会・ご寄付をお待ちしております。

### ご入会・ご寄付の手続き

指定の振込依頼書（4枚複写）により下記のいずれかの口座にお振り込みください。その際、会費・寄付の区別、金額の内訳を忘れずにご記入ください。指定の振込用紙を使用しない場合、または他行から振り込みをされる場合は、振込手数料をご負担ください。詳しくは事務局までお問い合わせください。

#### 【振込金融機関名等】

四国銀行	本店営業部（普通）	1704190
高知銀行	本店営業部（普通）	1225532
高知信用金庫	本店営業部（普通）	0463514

#### 【口座名義人】

特定非営利活動法人 こうち被害者支援センター

### 年会費

★個人会員 1□ 2,000円  
★団体・法人会員 1□ 10,000円

### 寄付

★個人寄付 1□ 1,000円  
★団体・法人寄付 1□ 10,000円  
※年会費、寄付ともに複数口が可能です。

## 支援員（ボランティア）募集

毎年、支援活動に従事する支援員の養成講座を開催しています。講義と実践を含む内容で、約20時間の予定です。

支援員を希望して下さる方には、まず面接で詳しい内容等をご説明したうえで、講座を受講していただき、審査（書類・適正・面接）をさせていただいた後、支援員として認定・登録し、支援活動にあたっていただきます。

### 応募資格（性別は問いません）

- ☆年齢25歳以上の方
- ☆心身ともに健康な方
- ☆被害者支援に関心があり、ボランティア活動に理解と意欲がある方
- ☆平日週1回（3時間）程度、支援活動に従事できる方
- ☆情報を守秘できる方
- ☆センター所定の養成講座を終了できる方

### 会員募集のご案内

高知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
認定特定非営利活動法人

こうち被害者支援センター 事務局

〒780-0928

高知市越前町1丁目6番32号

TEL.088-854-7511 / FAX.088-854-7522

※ご相談は、相談電話へおかけ下さい。

周りにはあなたを

支える人がいる

高知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
認定特定非営利活動法人

こうち被害者支援センター

助成  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION



# こうち被害者支援センターでは事件や事故の被害者や その家族の方々に様々な支援を行っています。

認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターは、高知県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体です。

## 早期援助団体とは…

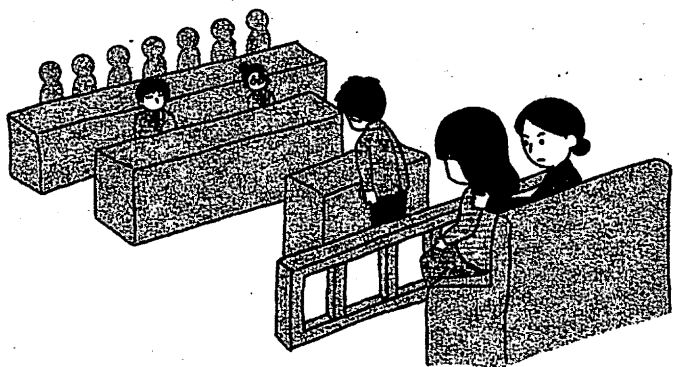
○犯罪被害者やその家族・ご遺族が受けた精神的被害等を早期に軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的とした、公安委員会が指定した民間の団体です。

○犯罪被害を受けた後すぐに適切な支援を受けると立ち直りが早くなったりすることが知られていますが、被害直後は、混乱したりショック状態から、自分から支援を求めることができにくくなっています。

○そこで、被害者等の同意があれば、警察本部から早期援助団体である支援センターに被害者の氏名・住所・どんな被害にあったかを伝え、同センターから被害者等にご連絡をして早期支援を始めます。

## \* 付添などの直接支援

「犯罪被害者等給付金」の申請のお手伝いをしたり、ご要望に応じて病院・警察署・裁判所等への付き添いや被害者参加裁判への付き添い、傍聴支援等、直接的な支援を行います。自宅訪問も可能です。



## \* 電話相談・面接相談

専門的な研修を受けた支援員が電話・面談相談を受けています。必要に応じて弁護士・臨床心理士による専門相談も行います。



あなたが一歩を踏み出すためのお手伝いをさせていただきます。  
一人で悩まず、勇気を出してお電話ください。秘密は必ず守ります。



## \* 支援員の養成講座と研修

新しい支援員の養成を目的とした「養成講座」を行うほか、継続的に専門講師による研修を行って、相談・支援技術の向上を図っています。

## \* 広報・啓発活動

講演会・シンポジウムの開催や街頭キャンペーンでのリーフレット配布等、被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知する広報・啓発活動を行います。

## \* 被害者自助グループへの援助

同じような被害に遭われた被害者や、そのご家族に交流場所を提供したりグループ活動の支援を行います。

## \* 関係機関との連携による支援

被害者支援に関わる関係機関や団体と連携を図り、被害者の立場に立ったきめ細かい支援を行います。

# 相談電話

ナヤマナ  
**088-854-7867**

相談・支援は無料です

●毎週月～金 (10:00～16:00)  
※祝日、土日、年末年始は休みます。